

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
午前9時10分 開会	局長	皆さんおはようございます。 定刻となりましたので、ただ今から、平成28年第9回農業委員会総会 を始めさせていただきます。
	局長	はじめに、古武会長よりごあいさつを申し上げます。
	会長	あいさつをする。
	局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。 なお、傍聴人に申し上げます。お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますよう、よろしくお願いいたします。
	局長	現在の出席委員は19名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、古武会長に議長をお願いいたします。
	議長	現在出席委員19名であり定足数に達しておりますので、これより第9回総会を開会いたします。
議事録署名委員の指名	議長	議事録署名委員に齋藤委員、荒井委員の両委員を指名いたします。
日程第1 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	日程第1 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。事務局から内容説明をいただきます。
	事務局	議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、ご説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の2ページ目をご覧ください。 番号1につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。 申請書類を確認したところ、譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積54a、農業従事者は1人、農業従事日数は200日、農機具については、トラクター、耕耘機、コンバイン、田植え機等を所有しております。また、権利取得後についても、申請地を水田として利用していくとのことです。 以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
	議長	説明が終了しました。これより番号1の現地確認の報告を、大久保委員をお願いいたします。
	大久保委員	番号1について、16日に現地確認を行った。 申請地は農地として使用されており、譲受人は、農機具等を所有しております。所有している農地はすべて耕作されていることを確認しました。また、譲受人に話を聞いたところ、申請地について、今後も田んぼとして利用していくとのことです。 以上のことから、今後も耕作されるものと判断したが、皆様の審議をお願いします。
	議長	報告が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第21号については、原案のとおり決定します。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
日程第2 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について	議長	日程第2 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、ご説明いたします。今回案件は1件でございます。
	事務局	総会資料の3ページ目をご覧ください。 番号1 につきましては、申請者が太陽光発電として転用するための申請です。 申請人につきましては、現在市外に居住しており、農業以外の他の仕事をしているため、相続後は自家用野菜の栽培をするなどして、どうか農地管理を行ってまいりましたが、最近では年齢を重ね、体力の限界を感じているとのこと。 また、後継者も農業を続ける意思がないことや、耕作をしてくれる人を見つけることができなかったこと、以前から地球温暖化防止に関心を持っていたこと、から環境にやさしい再生可能エネルギーである太陽光発電を設置し、土地を有効活用したいと考え、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を小野田委員にお願いいたします。
	小野田委員	番号1について、16日に現地確認を行った。 案内図2ページを参考に説明いたします。申請地は市立南小学校の北側、学校法人ヨハネ学園の西側で、パークシティの南側約300mくらいのところに位置しております。 申請地は現在、畑として利用されており、10ha以上の集団農地とは認められない市街化の進んでいる区域にあります。今後も住宅地としての発展する可能性が高い場所であり、転用の理由等は事務局説明のとおりです。 したがって、転用理由や付近の状況等から、転用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	江口委員	農地の中に太陽光を設置するということですが、どのように設置する予定なのか。 農地の中に、太陽光発電を設置するには条件があったと思うが、説明していただければと思う。
	事務局	案内図2ページをご覧ください。申請地と申請地に隣接する原野部分を使用する予定です。設置につきましては、盛土等を行わず、6列、太陽光パネル200枚を設置する予定となっております。 近隣に農地がありますので、日照への被害防除策としては、東西それぞれ2.3m離し、影等が入らないようにするとのこと。 2点目の太陽光発電の設置条件につきましてですが、農地に太陽光発電を設置することは原則として認められておりません。 ただし、10ha以上の集団農地に該当しない農地で、被害防除等の要件を満たしている場合には、可能性があるとのこと。
	江口委員	10ha以内であれば可能性があるとのことになると、その中の農地で、農地としての利用ではなく、太陽光としての利用が増えることが予想される。 以前に、太陽光を設置してもいいが、下は農地として利益をあげ、上は太陽光として利益をあげるといふ、併設の設備であれば可能性があることと、農地にコンクリートの基礎を整備してはいけないとの話が合ったが、どうなのか。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	先ほど説明が不足してしまいましたが、農業振興地域の農用地区域内については、原則として、直置き・基礎を設置するものについては、認められていない。 また、農業をしながら、太陽光発電をする場合には、10ha以上の集団農地であっても転用の可能性があります。しかし、転用につきましては、一時転用で原則3年間と決められており、毎年、太陽光発電を設置しない場合の収穫量の7割から8割の収穫量を確保しなければならず、確保できていない場合には、3年間という期間を設けられています。途中でであっても撤去等の対応を求められるものとなっております。
	岩上委員	周りの農家の方の同意はとってあるのか。
	事務局	白岡市では、近隣農家の方に説明をしていただくように求めている、説明したとの報告書をいただいております。
	議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第22号については、原案のとおり決定します。
日程第3 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について	議長	日程第3 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、ご説明いたします。今回案件は3件でございます。
	事務局	総会資料の4・5ページ目をご覧ください。 番号1 譲受人が、譲渡人の土地に賃貸借権を設定し、工事用地として一時転用するための申請です。 譲受人につきましては、電気事業を営んでおり、耐震対策として鉄塔に係る部品の取替工事を実施するにあたり、既存の鉄塔用地だけでは工事ができないことから、鉄塔に隣接した申請地を、一時的に工事期間中使用するため、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号2につきましては譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の両親の家に家族と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、自分たちの住宅を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号3につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長に伴い、現在の住まいでは手狭となるため、自分たちの住宅を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	議長	説明が終了しました。これから番号1から番号3までの現地確認の報告を各委員にお願いいたします。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	松沼委員	番号1について、19日に現地確認を行った。 案内図3ページをご参照ください。 事務局説明のとおり、鉄塔が付近にあります。 また、周辺は既に宅地等として利用されており、今後も市街化として発展する可能性の高い地域です。転用の理由等は事務局説明のとおりです。なお、申請地は農地として利用されており、違反等はされておりません。 転用理由や付近の状況等から、転用についてはやむを得ないものと判定したが、皆様の審議をお願いしたい。
	関山委員	番号2について、20日に現地確認を行った。 案内図4ページをご覧ください。 申請地は、市街化区域と調整区域の境にあり、幅員約5mの道路に接道している。 付近の公共施設につきましては、約500m以内に北西に新白岡駅、北側に高井歯科医院、東側に藤野病院があります。 また、申請地は10ha以上の集団農地とは認められません。周辺は住宅が建ち並んでおり、今後、住宅地として発展する可能性が高い場所です。転用の理由等は事務局説明のとおりです。申請地は農地として利用されており、違反等はされていない。 転用理由や付近の状況から転用についてはやむを得ないものと判定したが、皆様の審議をお願いしたい。
	岩上委員	番号3について、20日に現地確認を行った。 案内図は5ページとなります。申請地は、10ha以上の集団農地には該当しない。また、周辺は既に住宅が建ち並んでおり、今後、住宅地として発展する可能性が高い場所です。申請地は市立南小学校から東に200mくらいのところ、近くに白岡天使幼稚園があります。 なお、申請地は農地として利用されており、違反等はされていない。 転用理由は事務局の説明のとおりです。 転用理由や付近の状況等から転用についてはやむを得ないものと判定したが、皆様の審議をお願いしたい。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第23号については、原案のとおり決定します。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
日程第4 議案第24号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	議長	日程第4 議案第24号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を議題といたします。農政課職員の説明を求めます。
		〔農政課職員、事務局席へ移動〕
	議長	本案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、白岡市から依頼がありました。なお、本案につきましては、議事参与制限があるため、始めに番号17、20を除く案件について、農政課職員から内容説明をいたさせます。
	農政課	今回、農用地区域からの除外につきまして、平成28年6月6日から6月17日までの2週間をもって受付しましたところ、22件の変更申請、1件の農用地区域への編入、1件の認可後の計画変更申請がございました。 本日は、この24件につきまして、お諮りさせていただきたいと存じます。
	農政課	今回の除外案件を一覧にしてまとめました総括表と、各案件をまとめました資料を配布してございます。 説明では、インデックスのついた厚い資料を基に説明させていただきます。 なお、こちらの資料は回収をさせていただきますので、会議終了後、机の上に置いておいてください。
	農政課	○番号1 除外申出地は上野田55-1で、面積は833㎡となります。 事業計画者は、NPO法人として活動を行っておりますが、既存の施設の老朽化と、需要の増加に施設の設備、広さ等が十分ではないため、申出地に新設の介護保険施設を建築するために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号2 除外申出地は上野田1381-1の一部、外1筆で、合計面積は442㎡となります。 事業計画者は、現在アパートに住んでおりますが、今後の子供の養育、生活環境、農業の手伝い等を考え、母親の自宅の近隣に自己用住宅を建築するために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号3 除外申出地は下野田798の一部で、面積は683㎡です。 事業計画者は、建築業を営んでおり、現在の事業所置場倉庫では狭く、不便をしており、申出地を賃借し、新たな資材置場を設置するために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号4 除外申出地は下野田1255-1の一部で、面積は345㎡です。 事業計画者は、現在、賃貸住宅に住んでおりますが、手狭になったことから、申出地を使用賃借し、自己用住宅を建築するために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号5 除外申出地は高岩1078-1の一部、外1筆で、合計面積は380㎡です。 事業計画者は、現在、両親と同居しておりますが、結婚をし、独立するにあたり、申出地を売買により取得し、自己所有の家を建築するために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号6 除外申出地は高岩1078-1の一部、外1筆で、合計面積は380㎡です。 事業計画者は、現在、賃貸アパートに住んでおりますが、手狭で不便となったことから、申出地を売買により取得し、自己所有の家を建築するために除外の申出があったものです。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	農政課	○番号7 除外申出地は高岩1336-1の一部、外1筆で、合計面積は290㎡です。 事業計画者は、現在、賃貸住宅に住んでおり、子供の成長に伴い手狭になったことと、父親の農作業の手伝いのことを考え、自己用住宅を建築するために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号8 除外申請地は高岩1800-6、外2筆で、合計面積は408.98㎡です。 事業計画者は、現在、賃貸アパートに住んでおり、子供が生まれ手狭になったため、申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号9 除外申出地は岡泉1197-3、外2筆で、合計面積は2186㎡です。 事業計画者は、賃借している既存の駐車場の地権者から返還要求を受けたことと、事業拡大に伴い既存の資材置場では手狭になったため、申出地を賃借し、駐車場と資材置場の敷地拡張をするために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号10 除外申出地は実ヶ谷932-2の一部で、面積は300㎡です。 事業計画者は、現在、賃貸アパートに住んでおり、子供の成長に伴い手狭になったことと、両親の面倒をみるため、申出地を売買により取得し、自己所有の家を建築するために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号11 除外申出地は実ヶ谷1080-5の一部、外1筆で、合計面積は300㎡です。 事業計画者は、現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号12 除外申出地は千駄野383-1、外4筆で、合計面積は1385㎡です。 事業計画者は、現在、使用している駐車場の一部が計画道路の予定地となっていることから、今後、利用が困難になるため、申出地を賃借し、駐車場として利用するために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号13 除外申出地は千駄野384-1、外2筆で、合計面積は1989㎡です。 事業計画者は、これまで使用していた駐車場の一部が他施設の駐車場として利用することになったことと、一部が計画道路の予定地となっていることから、規模の縮小が避けられない状況のため、申出地を賃借し、駐車場として利用するために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号14 除外申出地は野牛636の一部で、面積は550㎡です。 事業計画者は、現在、保育園を経営しており、当初予定していた駐車場が他権者との契約条件に行き違いがあり、確保できなくなったため、申出地を賃借し、駐車場として利用するために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号15 除外申出地は柴山708-1の一部で、面積は390㎡です。 事業計画者は、現在、賃貸住宅に住んでおり、結婚をすることと、両親の農業の手伝いをするため、両親の家の近隣の申出地を使用賃借し、自己用住宅を建築するために除外の申出があったものです。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	農政課	○番号１６ 除外申出地は荒井新田４５３－１の一部で、面積は３３５㎡です。 事業計画者は、現在、賃貸マンションに住んでいますが、手狭になったことと、祖父・両親の農業の手伝いをするため、申出地を使用貸借し、自己用住宅を建築するために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号１８ 除外申出地は下大崎１１１４－１、外１筆で、合計面積は４９４㎡です。 事業計画者は、産業廃棄物処理業を営んでおり、白岡市に工場を建築中で、工場の本格稼動にあたっての駐車スペースが確保できないため、申出地を賃借し、駐車場として利用するために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号１９ 除外申出地は下大崎９６２－２、外５筆で、合計面積は２５３６㎡です。 事業計画者は、製造業を営んでおり、現在、従業員駐車場として使用しているスペースは満車に近い状態であり、今後、新入社員を採用するうえで駐車スペースが足りないため、申出地を賃借し、駐車場として利用するために除外の申出があったものです。
	農政課	○番号２１ 除外申出地は下大崎１３２５－２で、面積は８５㎡です。 事業計画者は、製造業を営んでおり、従業員の増加により、既存のトラック駐車スペースを従業員用駐車場とし、申出地に隣接する山林を新設のトラック駐車スペースとし、申出地をその進入路部分として一体利用するため、除外の申出があったものです。
	農政課	○番号２２ 除外申出地は下大崎９５３で、面積は１７１㎡です。 事業計画者は、製造業を営んでおり、現在、従業員駐車場として使用しているスペースは満車に近い状態であり、今後、新入社員を採用するうえで駐車スペースが足りないため、申出地を賃借し、駐車場として利用するために除外の申出があったものです。
	農政課	○編入 続きまして、農用地区域への編入案件について御説明いたします。 申出地の高岩８８５－１については、以前、資材置場として農用地から除外されている土地でございます。 しかしながら、申請者が、体調不良により事業を引退することになり、申請地での計画がなくなったため、農用地区域への編入をするものでございます。
	農政課	○除外認可後の計画変更案件 続きまして、除外認可後の計画変更案件について御説明いたします。 ○変更１ 申出地は高岩９４１－１、外１筆で、合計面積は４２６㎡です。 事業計画者は、現在、アパートに住んでいますが、手狭で不便になったため、申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために申出があったものです。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	松沼委員	番号１２の件ですが、既存の駐車場が道路敷になっているからとのことですが、申請地も道路敷ではないのか。
	農政課	申出地につきましては、道路予定地の外になっています。位置図を見ていただきますと、申出地は太い線の中となります。道路部分については太い線の外ということになります。なお、下の線は住宅地図をつなぎ合わせる際にできた線となります。
	松沼委員	了解した。
	江口委員	番号１１の件ですが、除外が２筆となっている。公図の中で、申請地と囲ってある部分ですが、何故２筆をまたがって申請をしてきたのか。２筆をまたがなくても、申請ができるのではないのか。どのような理由で、このような申請になったのか説明をお願いしたい。
	農政課	公図を見ていただきますと、申出地１０８３－１、１０８０－５については所有者が同じです。１０８０－４、１０８３－２については、所有者が異なっております。資料には添付させていただいておりませんが、こちらで土地利用計画図のほうを見させていただくと、道路に対して間口を広くとる場合には、１０８３－１単独では足りないというところございまして、おそらく地主さんと事業計画者で相談した結果、１０８３－１、１０８０－５をそれぞれ分筆しまして、ひとまとまりの土地として、間口を広くとって土地利用を図ったものと思われま
	江口委員	す。また、残地の畑に出入りできるように通路敷を確保したものと思われま
	議長	ありがとうございます。
	議長	お諮りします。本案のうち、議事参与制限に係る部分を除く案件については、事情やむを得ないものと認め、市へ回答することでご異議ございませんか。
		〔異議なしという声あり〕
	議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、議事参与制限に係る部分を除く案件については、原案のとおり決定します。
	議長	続きまして、関山委員におかれましては一時退室をお願いいたします。
		〔関山委員、一時退室〕
	議長	本案番号１７につきまして、農政課職員から内容説明をいたさせます。
	農政課	○番号１７ 除外申出地は下大崎３２６－１で、面積は４６６㎡となります。 事業計画者は、販売業を営んでおり、現在、従業員駐車場として使用しているスペースに新事務所を建設することになり、従業員のスペースがなくなるため、申出地を賃借し、駐車場として利用するために除外の申出があったものです。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		〔質疑等なしという声あり〕
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案番号１７については、事情やむを得ないものと認め、市へ回答することでご異議ございませんか。
		〔異議なしという声あり〕
	議長	異議なしと認めます。よって本案番号１７については、原案のとおり決定します。関山委員は入室してください。
		〔関山委員、入室〕
	議長	続きまして、江原委員におかれましては一時退室をお願いいたします。
		〔江原委員、一時退室〕

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	本案番号２０につきまして、農政課職員から内容説明をいたさせます。
	農政課	○番号２０ 除外申出地は下大崎１１１９－１で、面積は３０４㎡となります。 事業計画者は、卸売業を営んでおり、現在、従業員駐車場として使用しているスペースでは絶対的にスペースが不足し、無理やり駐車するなどしているため、申出地を賃借し、駐車場として利用するために除外の申出があったものです。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		〔質疑等なしという声あり〕
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案番号２０については、事情やむを得ないものと認め、市へ回答することでご異議ございませんか。
		〔異議なしという声あり〕
	議長	異議なしと認めます。よって本案番号２０については、原案のとおり決定します。江原委員は入室してください。
午前９時５８分 議事終了		〔江原委員、入室〕
	議長	以上をもちまして、議案第２１号から第２４号に係る全ての議事を終了いたします。
		〔農政課職員、退室〕
協議報告事項１ 農地法第４条第１項 第７号の規定による 転用届出に対する 専決事項について	議長	引き続き協議報告会を開催いたします。 協議報告事項１、農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項２、農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項１ 農地法第４条第１項第７号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は４件でございます。 番号１、４につきましては、長屋住宅のための転用です。 番号２、３につきましては、共同住宅のための転用です。
協議報告事項２ 農地法第５条第１項 第６号の転用届出 に関する専決処分 について	事務局	協議報告事項２ 農地法第５条第１項第６号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は３件でございます。 番号１から３につきましては、住宅のための転用です。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		〔質疑等なしという声あり〕
	議長	質疑なしと認めます。
協議報告事項３ 農地法第１８条第６ 項の規定による通 知について	議長	協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知について でございますが、今回報告は１件でございます。 平成２８年９月５日に届出のあったものです。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		〔質疑等なしという声あり〕
	議長	質疑なしと認めます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
協議報告事項4 その他 について	議長	質疑もないようですので、協議報告事項4その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項4 その他 についてでございますが、 ○農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について(報告) ・白石農業委員からの報告。
	事務局	○農業祭の日程について ・12月3日(土)予定。
	事務局	○農地パトロール結果報告書の提出について ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。
	事務局	○来月の農地改良等現地パトロールについて 10/2の週は大久保委員のグループ、10/9の週は渡邊委員のグループ、10/16の週は岩上委員のグループ、10/23の週は小野田委員のグループです。 それぞれの区域の担当者の方は、総会後などにおきまして、日程調整をお願いいたします。
	事務局	○来月総会 ・10月24日(月)午前9時 ・議事録署名委員の齋藤委員、荒井委員の両委員は来月印鑑をお願いします。 以上で、協議報告事項4その他を終わります。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	井上委員	協議報告事項3の合意による解約はどういった理由で、解約となったのか説明をお願いします。
	事務局	先月の総会で、今回の該当地番を借受者が購入されたため、その日付で解約となりました。
	井上委員	借受者が購入されたんですか。その方がやるということですね。農家証明は出たんでしょうか
	事務局	農家証明はでははいない。農家証明は先月、蓮田市の農家証明でしょうか。
	井上委員	そうである。
	事務局	農家証明については前回審議の際に、参考とする書類のうちの一部として考えていた書類になります。解約については、前回の許可が成立したために、同じ日付で貸し借りを解消した書類となります。証明の関係とは別のものになります。
	井上委員	それはわかっている。証明がでていないで通っているが、そういったことは今後もあるのか。
	事務局	農家証明については、必要書類とはなっていない。あくまでも農地法第3条の要件を確認する材料の一つととらえている。 例えば、農地を持っていない方でも、農地を取得することは可能です。5反要件、5000㎡を持っているか、持っていないか、も要件となっているが、もともと農家をやっていない方は農家証明を出す方ではない。 しかし、新規で就農するような方も、農家での研修したことがわかる書類など、今後、その方が農業をやっていただけると確認できるような書類を呈示していただくことで、これからの耕作を約束するための要件の確認とさせていただいている。 農家証明については、蓮田でも農業をやっているとのことでしたので、一つの参考として提出していただけるかということで確認したところ、蓮田の要件が白岡の要件と違っているため、蓮田では農家証明を出すことはできないとのことでしたので、それ以外にその方が農業を今後やっていただけることが確認できる資料を集めて対応させていただきます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	井上委員	聞き方が良くなかった。合意解約の理由があったので、再度質問をさせていただいた。農家をまったくやっていない人が、これから農地を取得してやることは大事だと思うが、農業をやる意欲があるかなどを見極めることは、年齢や農業機械の所有状況であつたりが参考になると思う。 また、農家をやっているのであれば、地元、今回は蓮田であるが、蓮田の農家証明が有効な参考資料になってくると思う。 それがでないというのが、白岡と蓮田で農家証明をだす要件が異なるというのは、どういった点が違うのか。
	事務局	農家証明の違いで、こちらが把握しているのは、白岡は10a以上の農地を持ち、管理していれば出している。蓮田は、もともとの農家については定かではないが、農地をきちんと管理していること、休耕を管理しているのではなく、ちゃんとした耕作をしている姿を見せているというようなことが要件の一つとなってきたということである。 現場を確認し、畑を管理されている状態であるが、御本人がやっている姿をみたことがないとのことで、今回は農家証明をだすことはできないとのことであった。365日監視することも通常できないと思うので、白岡の場合は、耕作をしている姿を見ている、見ていないというのは、農家証明を出す要件には入ってきていない。蓮田の場合は、要件に入ってきているようだというのが違いがございます。
	井上委員	通常農地を管理しているというのは、農家が農業機械を装備していたり、自ら耕作することをいうんだと思う。まったく農家でない人が農地を購入して、誰か他の農家の方にやってもらおうというのは、これを許していたらおかしな方向になってくると思う。それをやむを得ないという人もいると思う。農地を保全していくためには、それをやむを得ないという人もいると思う。 しかし、問題があると思う。基本はあくまでも自分が耕作をしていく、その中で高齢化により、土地を他の方にやむを得ずお願いすることは仕方ないと思う。まったくの農家でない方が、農地を購入して、他の方が耕作をしていると聞いている。
	事務局	この方は、自分で耕作をしている。白岡でも耕作しているとのことで現に農業委員さんが耕作をしている姿を確認していただいている。農業委員さんとも水の関係の相談をするなど、耕作している姿を白岡は把握している。 しかし、蓮田が蓮田内の農地を管理している姿を見たことがないということでしたので、それについては、蓮田の考え方があるため、その代わりとして、農地を持っている方では求めているが、今回の場合は、新規就農と同様の扱いで、後継者がいて、今後もやっていくということがわかる書類や、今までどのようにやってきたかがわかる日誌などを参考書類として揃えさせていただいた。
	井上委員	そういう意味で、もともとの農家でないと私が解釈したのかもしれない。それにしても、蓮田が耕作をしているのを確認できないのも問題であると思う。本当に確認する気になればできると思う。もしくは本当に実態がないのか、不思議に思う。こちらの農業委員会に言ったところで解決する問題ではないので大丈夫です。
	議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しましてご意見・ご質疑等ございませんか。
午前10時17分 総会終了	議長	質疑もないようなので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。